福井市登録調査員制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、国及び県からの委託並びに市が実施する統計調査に従事する統計調査員の候補者をあらかじめ登録し、統計調査員の確保に役立てるとともにその資質の向上を図るために設ける登録調査員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第２条　市長は、次に掲げるものの中から適任者を選考し、登録調査員として登録し、管理するものとする。

(1) 公募に応募した者

(2) 登録調査員又は自治会等の団体から推薦のあった者

(3) 統計調査員として経験がある者のうち、市長が適当と認めた者

（登録統計調査員の資格）

第３条　登録調査員は、次のすべての条件を満たす者とする。ただし、市長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 登録申請時の年齢が満 20 歳以上満 75 歳以下の者

(2) 責任をもって調査事務を遂行できる者

(3) 調査によって知り得る秘密の保護に関し信頼のおける者

(4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者

(5) 統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していない者

(6) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者

（登録の手続き）

第４条　登録調査員として登録を希望する者は、福井市統計調査員登録申請書（様式第１号、以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認めた者について登録する。

３　市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を福井市統計調査員登録済通知書（様式第２号）により本人に通知するものとする。

４　登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録を取消すときは、福井市統計調査員登録事項変更届・登録取消届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第５条　市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取

消すことができる。
(1) 本人からの申し出があったとき。
(2) 第３条に規定する資格に該当しなくなったとき。
(3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
(4) 統計調査に従事するものとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
(5) 病気、転居その他の理由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を福井市登録調査員登録取消通知書（様式第４号）により本人に通知するものとする。

（調査員の選任等）

第６条　市長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録調査員からの選考を優先するものとする。ただし、統計調査の種類、地域事情その他の理由により適格者を得られない場合等は、この限りでない。

（調査の依頼）

第７条　市長は、前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

（研修会等）

第８条　市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査実施に関する情報、資料等を配布するなど、その資質の向上に努めなければならない。

（秘密の保持）

第９条　登録調査員のうち統計調査員として統計調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

（情報の提供）

第１０条　市長は、統計調査を実施するため、国（国から調査の委託を受けた者を含む。）又は地方公共団体から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第１号の規定に基づき、意向確認書（様式第５号）により統計調査員本人の同意を得た上、当該情報の提供を行うことができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年３月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

福井市統計調査員登録申請書

写真貼付欄
3か月以内に撮影した写真 （2.5×3.5cm）

福井市長　あて

年　　月　　日

氏　　名	フリガナ	性別	男　・　女
住　　所	〒　　－		
電話番号	（自宅） （携帯）	地区名	
生年月日	（西暦　　年）　昭和・平成　　年　　月　　日		
移動手段	1.徒歩のみ　2.自転車　3.バイク　4.車　5.公共交通機関　6.その他（　　）		
調査経験	1. はじめて　　2. 国勢調査経験あり 3. その他の統計調査経験あり（　　）		
職　　業	1. 農業　2. 商業　3. 公務員（非常勤を含む）　4. 会社員　5. 団体職員 6. 主婦・主夫　7. 無職　8. その他（　　）		
報酬振込口座（本人名義）	金融機関名	支店名	支店
	口座番号（右づめで）	口座種別	普通
	名義（カナ）		
調査できる地区	1. 特にこだわらない　　2. 自宅のある地区のみ 3. その他（　　）		
特記事項			

上記のとおり登録調査員の登録申請をします。なお私は、税務、警察及び選挙に直接関係なく、統計調査員としてふさわしくない職業・経歴を有しておらず、反社会的勢力に該当しないことを報告します。また、統計法その他関係法令を遵守し、責任を持って調査事務を遂行し、調査によって知り得た情報は他に漏らさないことを誓約します。これらに反する行為があった場合は、統計調査員を解任され、登録調査員の登録を取消されることに異議を申し立てません。

氏　名　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

※ご記入いただいた個人情報は、各種統計調査に関する業務に利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に管理いたします。

（以下　市記入欄）

※福井市統計協会とは、統計に関する研修を目的とした任意の団体です。

福井市統計協会への加入			する　・　しない		
登録番号		登録日	年　　月　　日	受付者	

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

福井市長

福井市登録調査員登録済通知書

あなたを福井市登録調査員として登録しましたので、福井市登録調査員制度要綱第４条第３項の規定により以下のとおり通知します。

記

１　登録年月日

２　連絡事項　　申請書の記載事項の変更が生じた場合及び登録の取消しを希望する場合は、速やかに届け出てください。

様式第３号（第４条関係）

福井市登録調査員登録事項変更届・登録取消届

年　　月　　日

福井市長　あて

住　所

氏　名　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

福井市登録調査員制度要綱第４条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　届出の区分　　登録事項の変更・登録の取消し

２　変更内容または理由

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

様

福井市長

福井市登録調査員取消通知書

あなたの登録統計調査員に係る登録を取り消しましたので、福井市登録統計調査員制度要綱第５条第２項の規定により以下のとおり通知します。

記

１　登録取消理由

２　登録取消期日

３　連絡事項　　要綱第９条の規定により、登録を取り消した後においても、統計調査員として統計調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないので、これを遵守してください。

様式第５号（第 10 条関係）

意　向　確　認　書

福井市統計担当課では、国（国から調査の委託を受けた者を含む。）、福井県及び福井市の統計担当課以外の課（以下「行政機関」という。）が行う統計調査に関連して、当該行政機関から福井市登録統計調査員の氏名、住所等の登録情報について照会があった場合は、統計調査が円滑に実施されるよう、当該登録調査員の意向に従い、登録情報を提供することとしています。

上記の情報提供について、あなたの意向をお聞きします。

氏名、住所等の登録情報を提供することに同意されますか
（１又は２のいずれかを〇で囲んでください。）

１：同意します。

２：同意しません。

年　　月　　日

氏　名：　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

【趣旨及び提供する情報の範囲について】

１　趣旨

登録した個人情報は、統計調査員に選任する目的で利用しますが、行政機関が統計調査を実施するにあたり、当該行政機関から照会があった場合は、意向確認書により本人の同意を得た登録者に限り情報を提供するため、あらかじめ意向を確認するものです。

２　提供する情報の範囲

提供する情報は、氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先の範囲となります。